

意 04-03

平成 16 年 4 月 28 日

今後の経済財政運営と構造改革に望む

— 骨太方針 2004 への提言 —

社団法人 関西経済連合会

わが国経済は、好調な輸出に牽引され、生産や設備投資が堅調に推移するとともに、企業の懸命な経営努力も相まって、深く長い「デフレ不況」からようやく景気回復へ歩み始めたといえる。

足元の経済が明るさを示しつつある一方で、国内外は冷戦終結後 90 年代以降、大きな変化が続いている。とりわけ、経済の急速なグローバル化は、IT 化の進捗とともに世界規模のマーケットを通じた民主導による効率的な資源配分を一層追求していく状況を生み出した。一方、諸外国で類を見ないわが国の少子高齢化の進展は、「この国のかたち」そのものに大きな影響を与えており、

今後、21 世紀の日本経済を新たな成長軌道に乗せるためには、その源泉であり雇用・所得を生み出す「企業の国際競争力」の維持・強化を最も重視すべきである。そのためには、現在、小泉内閣が取り組んでいる「官から民へ」「国から地方へ」を基本的考え方とした政府の構造改革をさらに加速するとともに、その実現に向けて国民各界も一層の理解と支援を行うことが不可欠である。

こうした観点に立って、現在、経済財政諮問会議がとりまとめを進めている「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」に関して、下記の諸点を要望したい。

記

1. 包括的な「政府の構造改革」の促進

(1) 歳出削減の先行と徹底

景気が回復しつつある一方で、国・地方あわせた長期債務残高が 700 兆円を超えているわが国の財政状況は、国際的にみても依然、危機的な状況に陥っている。加えて、少子高齢化の進展で社会保障関連の歳出が大幅な拡大を示しつつある。

このため政府は、行政効率化関係省庁連絡会議の設置など、歳出削減に向けた取り組みを行うとともに、必要な財源確保に向けた検討を行っている。

しかし、この数年間の民間企業の血の滲むような経営改革に鑑みると、国民に負担を求める前に、歳出削減に徹底した工夫と努力が不可欠である。とりわけ、政府の目標である 2010 年代初頭でのプライマリーバランス回復を確実に実現するとともに、その後、高齢化のピークである 2025 年までにかけて、財政の健全性および企業の競争力を維持するためには、今こそ歳出削減のための抜本的な方策が求められている。

（2）「構造改革包括促進法(仮称)」の制定

そこで、2005 年からわが国高齢化のピークである 2025 年までの約 20 年間の時限立法として、歳出削減に関して「量的」側面とともに、21 世紀における「政府の役割」という視点を踏まえた「構造的」な側面も含め、包括的かつ具体的に数値目標に沿って実行する「構造改革包括促進法(仮称)」を制定すべきである。

①概 要：

同法は、今年度予算に盛り込まれたモデル事業や政策群など予算手法のイノベーションを一層活用するとともに、国と地方の双方で政策セグメントごとの歳出削減責任の所在・数値目標の明確化、および市場評価に基づくアウトソーシングなど、企業の経営改革の手法を参考に改革を進めるものである。

さらに、一般会計だけでなく特別会計、財政投融資に加え、社会保障制度および歳入を支える税制などを含め、従来にはない総合的な政府の構造改革を進める。

②数値目標の設定：

国と地方を含めた財政収支について、まず、2013 年にはプライマリーバランスの回復を確実に達成する。その後、2013 年から 2025 年までの期間についても、これを維持するとともに、潜在的国民負担率を 50% 以内に抑制する。

国と地方を含めた歳出全体について、2005 年から 2013 年までの間に 3 割程度の削減を行い、その後も 2025 年まで実質経済成長率以下に抑制を図る。主要分野についても、公共事業を 2013 年までに主要先進国並みに縮減し重点化、および今後、毎年約 1 兆円の増加が見込まれる社会保障関連分野の歳出の伸びを現状の半分程度に抑制するなど、それぞれ目標値を設定する。

(3) 「政府の役割」の抜本的見直し

①徹底したコストの縮減：

こうした大胆な歳出削減を実現するために、2013年度までの新たな国家公務員の削減計画を策定・実施する。特殊法人、独立行政法人、公社、地方自治体などについても職員・公務員の削減計画を実施する。また、歳出全般についてコスト削減の目標設定とともに、縮減・削減に自律的かつ能動的に取り組めるような仕組みを構築する。

②民間の自由な資源配分の拡大：

従来の「政府の役割」を抜本的に見直し、民間の自由な資源配分を促すよう政府全体のダウンサイズを行う。例えば、産業・科学技術振興などの分野については、民間の「市場原理」「多様な価値観」「志」に基づく資源配分を拡大し、政府を介した資源配分を思い切って重点化・縮減する。

また、公共投資も2013年までに主要先進国並みの縮減を目指した新たなコスト構造改革プログラムを策定する。全国一律の規格適用を大胆に縮減し、地方の実情に応じたものとするため、税源移譲を受けた地方が自主財源・自己責任に応じて行う。

③三位一体改革および特会・財投改革などの推進：

現在、検討が進められている「三位一体改革」を加速し、国から地方への権限・財源の移譲を推進する。また、「一般会計」の歳出削減に対応して、2003年度で157兆円に達する借りがある「特別会計」の見直しを促すとともに、郵政改革および高速道路公団の民営化、さらに2002年度で約7兆2千億円もの使い残し(運用残額)が生じた政府系金融機関の再編など、財政投融資改革も数値目標に沿って促進する。

2. 社会保障制度の総合的改革

(1) 年金・医療・介護の総合的改革

歳出の中で最も負担が増大する社会保障分野の改革は、「構造改革包括促進法(仮称)」において最も重要な課題である。そこで、年金とともに医療・介護も含めた総合的な給付と負担の中長期見通しを示した上で、歳出の抑制目標と改革メニューを提示する。その際、「年金・医療・介護」の負担・給付に関する個人情報を、例えばICカードによる一括管理など具体的な手法を導入することで一体的・総合的改革を促進する。

(2) 年金制度の抜本改革

持続可能で公平・簡素な制度の抜本改革を目指し、基礎年金は2008年度を目途に

現行の保険料方式から税方式へ移行する。主な財源としては、消費税を充当し保険料は引き下げる。また、給付水準についても、2013年度までを目途に報酬比例部分(2階)も含めた所得代替率を標準モデル世帯で50%に引き下げ、その後維持する。

(3) 医療・介護改革の促進

国民経済の伸びを大きく上回って費用が増加し続けている医療については、再編・統合が予定されている医療保険のあり方を見直すとともに、世代間・世代内の負担の公平にも配慮した抜本的な制度改革を促進する。

また、患者にとって適正医療を推進するためには、高齢者を中心に急増する医療コストの抑制が必要である。このため、診療報酬の包括払い化、レセプト点検の強化などを進めるとともに、終末期医療のあり方などについても検討を開始する。

給付費が増大している介護についても、給付率および公的保険給付の範囲の見直しなどを図る。また、軽度の要介護者に対する給付のあり方の見直し、および施設サービスに株式会社参入を促すための規制緩和の推進など、介護サービスの一層の効率化を図る。

3. 抜本的な税制改革の推進

(1) 「広く・薄く」の税体系への再構築

少子高齢化が進展する中で、持続的に経済活力を維持するためには、「広く・薄く」課税し安定的な収税を図ることが不可欠である。このため、法人に依存した現状を見直し、消費税や個人所得・住民税などを国と地方で再編する。この際、2008年度を目途に現行5%の消費税率を10%へ引き上げる。

(2) 法人課税の見直し

税と社会保障の負担をあわせた現状の企業負担は、依然として国際的に高いレベルにある。経済のグローバル化に対応し、タックス・プランニングが進展する中で、法人に依存した課税実態を抜本的に見直し、法人税率を2008年に5%程度引き下げる。

(3) 税制改革の環境整備

税制改革を推進するための環境整備として、2008年度までを目途に、個人の金融所得・勤労所得の一元化のため「納税者番号制度」の導入、帳簿類保存の電子化、電子申告・納税の運用開始などの税制インフラの充実を図る。

以上